

発 信 者	警 察 本 部 長	発 信 年 月 日	元 . 6 . 2 7
宛 先	所 属 長	担 当 課	少 年 課

少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進について

1 趣旨

少年の非行や犯罪被害等の背景にある有害環境の浄化は、少年の保護及び健全育成を図る上で、重要な課題であり、時代とともに変遷する有害環境を踏まえて、関係機関・団体、地域住民等との連携協働を含めた総合的な対策を講じて、その浄化対策を的確に推進するもの。

2 基本方針

(1) 実態把握の徹底

あらゆる警察活動を通じて、インターネット上の違法・有害情報、少年に有害な商品やサービスを提供する営業、児童の性に着目した営業等有害環境の動向に鋭敏な感覚を持って、実態の把握に努めること。

(2) 実情に即した重点的な指導取締り

それぞれの地域の実情に応じて、重点的かつ集中的な指導取締りを実施すること。

(3) 警察各部門の連携強化

警察のあらゆる機能が総合的に発揮できるよう関係部門の連携を強化すること。

(4) 関係機関・団体等との連携強化

関係機関・団体等との相互の連携体制を整備し、総合的な対策を推進するとともに、関係業界における少年の健全育成のための自主的措置を促進すること。

(5) 広報啓発の推進

各種広報媒体の活用により、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等、少年の健全育成に関する施策を推進している期間等と連動させ、有害環境の実態とその浄化の必要性を効果的に広報し、広く県民の理解と協力が得られるように努めること。

3 推進事項

(1) スマートフォン等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止

SNS等に起因する福祉犯被害等の実態把握に努めるとともに、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号）の規定により、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等及びその契約代理店（以下「携帯ISP等」という。）に対して課せられている保護者等へのフィルタリング説明義務、フィルタリング有効化措置義務等が徹底されるよう携帯ISP等に要請する。また、保護者に対する広報啓発を推進し、フィルタリング利用等の一層の促進を図り、少年による有害情報の閲覧、SNS等に起因する福祉犯被害等を防止する。

(2) インターネットカフェ、カラオケボックス等における善良な風俗環境の保持

営業実態の把握に努め、営業者に対し、少年の健全育成のための自主的措置の

促進等について働き掛けるなど、店舗における善良な風俗環境を保持する。

(3) 各種業者からの有害な商品等の供給の遮断

少年に有害な商品等を供給する各種業者の実態把握に努め、年齢確認、区分陳列の徹底等について指導・要請等を行い、有害な商品等の少年への供給を遮断する。

(4) 児童の性に着目した形態の営業等からの影響の排除

児童を性的な業務に従事させる悪質な性風俗関連特殊営業のほか、「リフレ」、「散歩」等と称して合法的な営業を装いながら、女子高校生等に卑わいな言動等で客に接する業務をさせる「JKビジネス」営業等の実態把握に努めるとともに、客引き行為等の取締りを徹底するなど、児童の性に着目した形態の営業等からの少年への有害な影響を排除する。

4 各警察署の取組

各警察署においては、前記基本方針・推進事項を踏まえ、市町村、教育委員会、学校、PTA、少年警察ボランティア等の関係機関・団体等と連携して管内の実情に即した有害環境の浄化対策を積極的に推進すること。

5 報告

(省略)